

山梨県公報

号外第六十四号

平成二十九年

十二月一日

金 曜 日

多摩川上流水源かん養保安林
多摩川上流土砂流出防備保安林
相模川中流水源かん養保安林
相模川中流土砂流出防備保安林
相模川上流水源かん養保安林
相模川上流土砂流出防備保安林

六九七・八二ヘクタール
一七・〇六ヘクタール
一、一四二・七四ヘクタール
一六三・三八ヘクタール
一二八・三九ヘクタール
一七一・六二ヘクタール

一、〇二四・六四ヘクタール
五四四・一二ヘクタール

目次
公告
○平成二十九年における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度………一

公 告

●平成二十九年における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十九年における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成二十九年十二月一日

山梨県知事 後 藤 齋

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、五八七・七九ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七五・六五ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一五四・九八ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一一〇・八五ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、七二四・七五ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一五二・一〇ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	七・一二ヘクタール
斐崎地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
斐崎地区水源かん養保安林	一、〇二四・六四ヘクタール
斐崎地区土砂流出防備保安林	五四四・一二ヘクタール

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番